

ほうじんかい

税と地域のための情報誌

千葉南税務署定期異動

- 税制改正シリーズ ●税務署からのお知らせ
- 10・11・12月 研修案内、行事予定 他



東平安名崎の景観（日本：宮古島）



めざします企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 千葉南法人会



1 税金トピックス

『源泉所得税』

平成30年以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されています。

『印紙税』

「不動産賃貸契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長について

4 千葉南税務署定期異動

税務署長挨拶 / 各担当者プロフィール

6 インフォメーション

税務だより

平成30年分年末調整等説明会の日程表

県税だより

法人県民税・事業税の申告には

「eLTAX」(エルタックス)をご利用ください。

7 法律相談

身近な法律相談

テーマ『成年年齢引き下げ』

8 NEWS

- ・平成30年度地域社会貢献活動
(千葉市立宮崎小学校で開催)
- ・第17回青年部会租税教室
(市原市立千種小学校で開催)
- ・簿記講座
- ・パソコン講座
- ・消費税入門講座
- ・源泉部会定時協議会
- ・平成30年度女性部会 第2回研修会
- ・第9回 チャリティーゴルフ大会

11 会社訪問

株式会社 フジモト

12 コラム

健康相談

テーマ『パーキンソン病』

新展望シリーズ

『古民家を利用して地域の活性化!』

天満由美子の健康運

14 イベントetc

研修案内 / 行事予定 / 新会員紹介

16 お知らせ

新春記念講演会のお知らせ



表紙の言葉

東平安名崎の景観(日本:宮古島)

今回掲載させて頂いたのは、宮古島 東平安名崎の景観です。宮古島の東側の海岸は荒い波に削られた絶景の景観を見ることができます。逆に西側の海岸は穏やかな波の打つ寄せる白い砂浜が広がる海岸となっています。私は宮古島は最近になって訪れた観光地ですが、なぜもっと早いうちにこの場所に出会いたかったと残念に思うほど素晴らしいリゾート地です。

今回紹介したこのような景観に加え、海外の一流リゾート地にも引けを取らない素晴らしいホテルが宮古島にはたくさんあります。庶好きの方はぜひ1度行くことをお勧めします。素晴らしい景観に出会えることは間違いありません。

古田

遅まきながらこれまでの

「チバニアン」について少々

おさらいを。まず地球の歴史

は46億年で、地質学的に

115の時代に分けられる

という。「それぞれの時代を代表する地層

1カ所を国際地質科学連合が選び、その

地名を時代名とするのが習わし」(朝日新

聞)ということだ。昨年6月に研究者チ

ム代表の茨城大教授岡田誠さんが記者会

見をし、「国際地質科学連合への「市原市

田淵の地層」の申請を発表。競合する

イタリアの2チームとは「五分五分」と

話っていた。そして11月には日本の1次

審査通過、イタリアの落選が伝えられ、

再びメディアが色めきだした。今年3月

に行われた講演会では「国際学会の審査

はまだ後3回。正式に決まるのは来年に

なるのではないか」ということだ。決ま

れば地質学史上に初めて日本の地名が刻

まれることになり、「世界遺産よりも希少

価値がある」と話す。ところが4月、思

わぬところからクレームが。国内の他研

究チームからだ。提出データの一部分が

捏造だというのだ。STAP細胞の一件を

思い出すが、岡田教授は「問題ない」と

答えている。今回選出の決め手となりそ

うなのは「地磁気逆転が確認できること」

である。「N極とS極が逆になる」地磁気

逆転はこれまで何百回もあるとか。地質

学音痴には目が点状態だが、日本における

「地質学の聖地」誕生に期待を込めたい。



《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

	配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合は給与等の収入金額)	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合は給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得者の収入に等しい場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

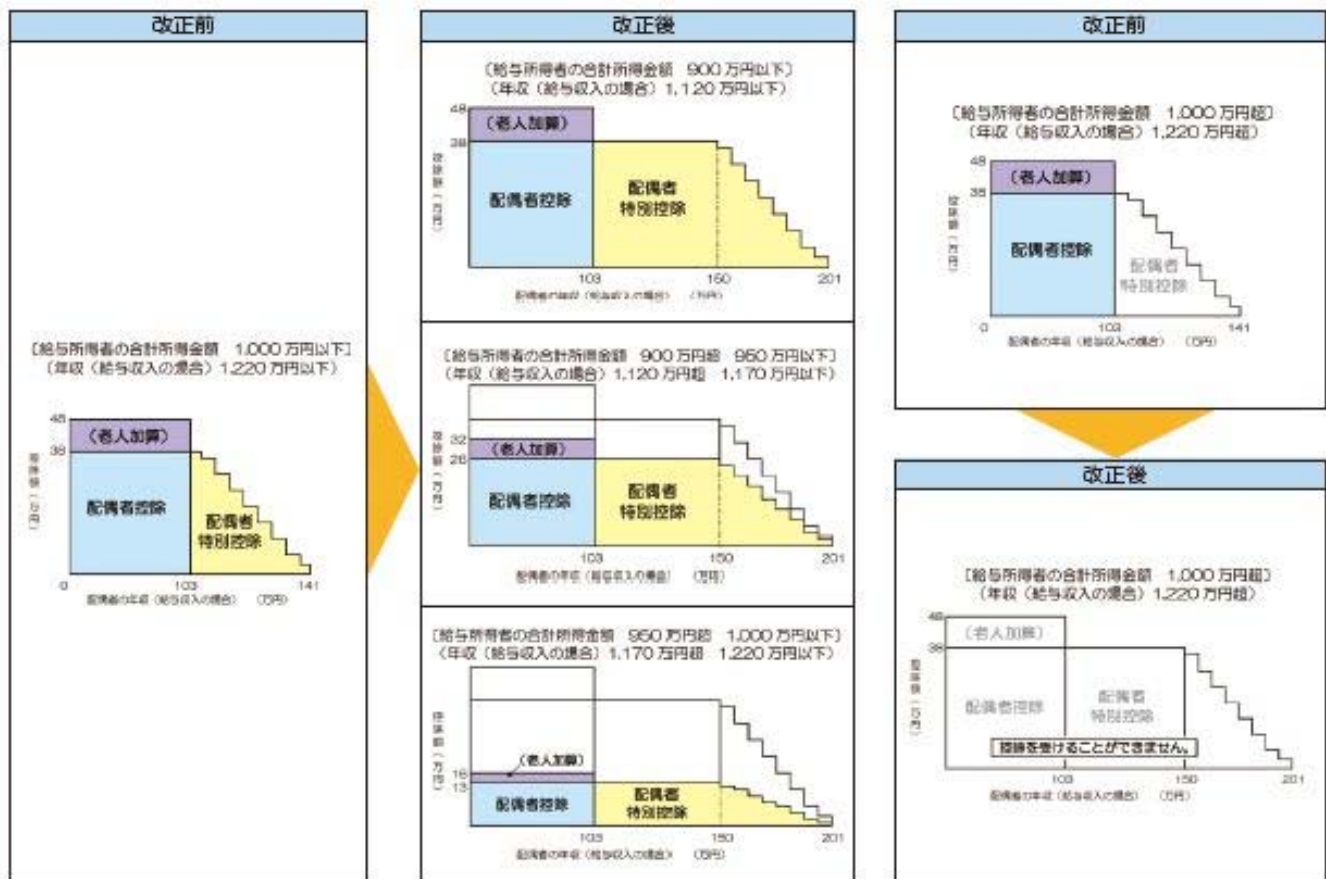
平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて、毎月(日)の源泉徴収のしかたとして、平成29年度の税制改正により、平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されています。

I 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました(改正前:給与所得者の合計所得金額の制限無)。

② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました(改正前38万円超76万円未満)。

《配偶者控除及び配偶者特別控除のイメージ》



II 扶養親族等の数の算定方法の変更

給与等を支払う際に源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めますが、計算に当たって扶養親族等の数を算定する必要があります。

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

《用語の定義》

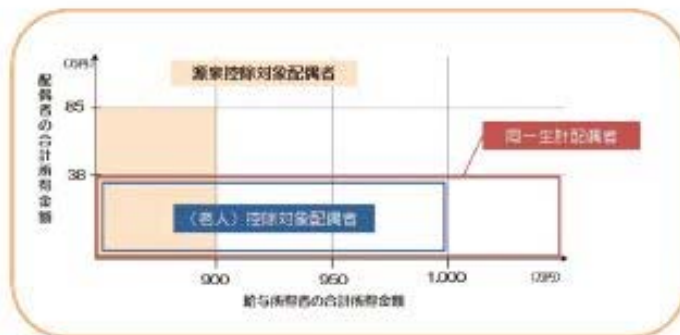
改正前		改正後	
控除対象配偶者 (注)2 (注)3	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額⇒制限額 配偶者の合計所得金額⇒38万円以下 	同一生計配偶者 (注)2	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額⇒制限額 配偶者の合計所得金額⇒38万円以下
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額⇒1,000万円以下 配偶者の合計所得金額⇒38万円超76万円未満 	控除対象配偶者 (注)3	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額⇒1,000万円以下 配偶者の合計所得金額⇒38万円以下
		配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額⇒1,000万円以下 配偶者の合計所得金額⇒38万円超123万円以下
		源泉控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の合計所得金額⇒900万円以下 配偶者の合計所得金額⇒85万円以下

- (注) 1. 上記の対象となる配偶者は、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）に限ります。
2. (特別) 障害者に該当する場合には、(特別) 障害者控除の対象となります。
3. 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。

《配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（概要）》

配偶者の合計所得金額 (給与所得者以外の収入)	給与所得者の合計所得金額 (給与所得者以外の収入)			
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

配偶者が障害者に該当する場合は1人加算



III 各種申告書等の様式変更等

平成30年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出する必要があります。

《各種申告書等の様式変更等》

改正前	改正後（平成30年分以降）
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 記載事項の変更等 ※ その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 記載事項の変更等 ※ その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出
従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書 記載事項の変更等 ※ その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
給与所得者の保険料控除申告書兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の配偶者特別控除申告書 「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止 ※ その年の年末調整の時までに提出 給与所得者の配偶者控除等申告書 「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定 「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ※ その年の年末調整の時までに提出
給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿 記載事項の変更等 ※ 給与等の支払者が作成

(注) 税務署で配布していた「給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書（兼用様式）」については、平成30年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式（上図の太枠部分）となります。



「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長について

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成30年4月1日から平成32年(2020)3月31日までに作成されるものについても、印紙税の軽減措置が適用されます。
※これまで平成9年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるこれらの契約書については軽減措置の対象。平成26年4月1日以後作成される契約書については一部拡大とされています。

I 軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの及び「建設工事請負契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもので、平成32年(2020年)3月31日までの間に作成されるものです。

なお、不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減後)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円 (50%減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円 (50%減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円 (50%減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円 (50%減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円 (50%減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円 (50%減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円 (40%減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円 (20%減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円 (20%減)
50億円超		60万円	48万円	12万円 (20%減)

(注) 不動産譲渡契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が10万円以下のもの、建設工事請負契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が100万円以下のものは、軽減措置の対象となりません。(税率200%)。また、契約書に記載された契約金額が1万円未満のものは非課税となります。

II 軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

III 軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」の範囲

なお、不動産の譲渡に関する契約と同号に掲げる他の契約が併記された契約書も軽減措置の対象となります。

(例) 建物の譲渡(契約金額4000万円)と定期借地権の譲渡(2000万円)に関する事項が記載された契約書
○この契約書に記載された契約金額は6000万円(建物の契約金額4000万円+定期借地権の契約金額2000万円)ですから印紙税額は3万円となります。

軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

(例) 建物建設工事の請負(契約金額5000万円)と建物設計の請負(契約金額100万円)に関する事項が記載された契約書

○この契約書に記載された契約金額は5100万円(建物建設工事の契約金額5000万円+設計の請負金額100万円)ですから印紙税額は3万円となります。

(注) 建設工事とは、建設業法第2条第1項に規定する土木建築に関する工事全般をいいます。したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

収入印紙の形式改正について

収入印紙については、形式を改正し、平成30年7月1日から適用が開始されました。

形式が改正された券種は、従来の31券種(1円、2円、5円、10円、20円、30円、40円、50円、60円、80円、100円、120円、200円、300円、400円、500円、600円、1,000円、2,000円、3,000円、4,000円、5,000円、6,000円、8,000円、10,000円、20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円、100,000円)のうち、19券種(下線の券種)となります。

形式改正後は、券種ごとに偽造防止技術が施されます。

なお、改正前の収入印紙については、改正後の収入印紙の適用開始後も引き続き使用することができます。

※ 形式改定後の収入印紙は右の通りです。





千葉南税務署定期異動



千葉南税務署長
鈴木 昭宏

初秋の候、一般社団法人千葉南法人会の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

7月の定期人事異動で千葉南税務署長を拝命しました鈴木でございます。前任は、東京国税局総務部税務相談室の主任税務相談官として、東京国税局管内の84税務署に入ったおりました。千葉南税務署は平成21年7月から平成23年7月まで総務・個人課税・資産課税担当の副署長として勤務しておりましたので、7年ぶりの勤務となりますが、本田前署長同様、よろしくお願いいたします。

千葉南法人会が、高橋会長の下、役員並びに会員の皆様方が一致協力し、地域社会における良き経営者の団体として、正しい税知識の普及活動、納税道義の高揚のための活動、地域社会貢献活動などに熱心に取り組まれていくことに対し、深く敬意を表します。特に、租税教室や税に関する絵はがきコンクールの開催をはじめとする租税教育活動、税を考慮する期間や所得税の確定申告期における広報活動、タクシーにマグネットシートを装着してのICT申告・マイナンバー記載のPR活動等にもご尽力をいただくなど、常日頃からの税務行政への献身的なご協力に対し、心から

厚く御礼申し上げます。

さて、経済取引の国際化・複雑化等、税務行政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという使命を十分に果たしていくため、国税庁では税務行政が中長期的に目指すべき将来像について取りまとめた「税務行政の将来像」を公表し、着実に各種の取組を進めています。その中で、納税者の利便性の向上については、ICT等を活用した申告・納付のデジタル化を推進するなどの取組を実施しており、その一環として、「資本金が1億円を超える大法人のe-Tax義務化」とともに講じられる、「電子署名の簡便化等の利便性向上策」は、大法人に限らず全ての法人に適用がありますことから、皆様方にはこれを機に一層のe-Taxの利用推進をお願いいたします。

また、来年10月には消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度は、多数の事業者に影響がありますことから、事業者の皆様に必要な準備を計画的に進めていただき、制度が円滑に実施されますよう、署としても、研修会の開催や説明会への講師派遣などを通じて、制度の周知・広報に努めてまいります。

皆様方におかれましては、引き続き、税の良き理解者としてご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人千葉南法人会の一層のご発展と、会員皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

千葉南税務署 署長・副署長・法人課税担当者のプロフィール

署長

鈴木 昭宏
すずき あきひろ

趣味・特技
野菜づくり、フィットネスクラブ

略歴

- 21・7 千葉南税務署副署長
- 23・7 京橋税務署特別国税調査官
- 24・7 東京国税局総務部税務相談室主任税務相談官
- 26・4 東京国税不服審判所 国税審判官
- 29・7 東京国税局総務部税務相談室主任税務相談官

副署長(総務)

入倉 将実
いりくら まさみ

前任地

留任

趣味・特技

ウォーキング

今年度の抱負

健康第一

副署長(法人)

長谷川 潤
はせがわ じゅん

前任地

市川税務署

特別国税調査官(法人調査担当)

趣味・特技

読書

今年度の抱負

健康、笑顔、思いやり

特別調査官(法人)

久保木 重光
くほき しげみつ

前任地

成田税務署

特別国税調査官(法人調査担当)

趣味・特技

映画鑑賞、ウォーキング

今年度の抱負

明るく、楽しく、元気よく

<p>前任地 留任 趣味・特技 ドライブ 今年度の抱負 千葉南署2年目になりました。引き続きよろしくお願いいたします。</p>	<p>前任地 館山税務署 総務課長 趣味・特技 ゴルフ、将棋観戦 今年度の抱負 初めての千葉南署勤務となります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>前任地 留任 趣味・特技 ウォーキング、ズンバ 今年度の抱負 2年目となりました。前年同様、よろしくお願いいたします。</p>	<p>前任地 船橋税務署 法人課税第2部門統括官 趣味・特技 ジョギング 今年度の抱負 3回目の千葉南署勤務です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>前任地 東京国税局 調査第三部 主査 趣味・特技 子供と野球をすること 今年度の抱負 千葉南署は初めての勤務となります。よろしくお願いいたします。</p>	<p>前任地 東京国税局 査察部 主査 趣味・特技 特になし 今年度の抱負 初めての千葉南署勤務となります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>前任地 留任 趣味・特技 旅行 今年度の抱負 今年から審理担当となりました。よろしくお願いいたします。</p>	<p>前任地 留任 趣味・特技 映画鑑賞 今年度の抱負 2年目になりました。引き続きよろしくお願いいたします。</p>
<p>前任地 千葉南税務署 法人課税第4部門調査官 趣味・特技 登山 今年度の抱負 審理初任者となります。よろしくお願いいたします。</p>	<p>前任地 留任 趣味・特技 資格取得 今年度の抱負 3年目となりました。よろしくお願いいたします。</p>

● 転出(異動)者紹介 ●

官 職	氏 名	新 任 部 署
署長	本 田 秀 次	退官
副署長(法人)	千 葉 隆 史	王子税務署
特別調査官(法人)	金 子 逸 人	品川税務署
総務課長	海 藤 宏 文	川崎北税務署
法人第2統括官	加 藤 慎 司	江戸川北税務署
法人第4統括官	本 田 幹 雄	千葉西税務署
法人第5統括官	遠 竹 裕 樹	東京国税局調査第一部
審理担当上席(源泉)	砂 野 いづみ	麹町税務署
審理担当官(法人)	池 田 達 彦	東京国税不服審判所

平成30年分 年末調整等説明会の日程表

税務だより

開催日	時間	対象地域	会場
11月9日(金)	午前	用紙配布 9:00 ~ 9:35	千葉市民会館(大ホール) 千葉市中央区要町1番1号
		説明会 9:35 ~ 12:00	
	午後	用紙配布 1:00 ~ 1:35	
		説明会 1:35 ~ 4:00	
11月13日(火)	午後	用紙配布 1:00 ~ 1:35	市原市市民会館(大ホール) 市原市惣社1-1-1
		説明会 1:35 ~ 4:00	

(注) 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【お願い】

1. 説明会の開始 35 分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をご記入の上、提出をお願いいたします。
2. 「千葉市民会館」につきましては、駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

県税だより

法人県民税・事業税の申告には 『eLTAX』(エルタックス) をご利用ください。

これまで、複数の都道府県に申告や各種申請・届出を行う場合は、それぞれの受付窓口へ提出する必要がありましたが、eLTAXで申告等を利用すると複数の提出先への手続きも、利用している自治体には、一つの窓口(ポータルセンタ)で行うことができます。

電子申告に加え電子申請・届出が利用できます。

- ・法人の設立等報告書(新設設立)
- ・法人の設立等報告書(変更届出)
- ・申告書の提出期限の延長処分等の届出書・承認申請書
- ・申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

申請・届出には添付書類が必要です。

- ・新規設立：定款・登記事項証明書
- ・変更届出：登記事項証明書又は議事録の写し等
- ・延長届出申請：法人税における期限延長の承認の通知書の写し・定款等

※添付書類については、電子ファイルを添付するか、別途、郵送等による送付が必要となります。

詳しい情報は、eLTAXホームページへ <http://www.eltax.jp/>

電話によるお問い合わせは、 0570-08-1459

03-5500-7010

受付日・時間 月～金(土日祝、年末年始を除く) 9:00～17:00

身近な法律相談

弁護士 徳吉 完

テーマ

『成年年齢引き下げ』

今回の「身近な法律相談」は、最近ニュース等でも話題になった、成年年齢の引き下げについて取り上げます。

Q1 いつからどのように変わるのですか。

A 平成30年6月13日に、民法の一部を改正する法律が成立し、平成34年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。

また併せて、これまで男性は18歳、女性は16歳だった婚姻可能年齢が、男女とも18歳に統一されることになりました。

Q2 どうして成年年齢が引き下げられるのですか。

A 近年、憲法改正国民投票の

投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が18歳とされたことや、世界的に見て成年年齢を18歳とするのが主流であることから、成年年齢を18歳に引き下げることによって、若者の自己決定権を尊重するとともに積極的な社会参加を促すこととされました。

Q3 成年年齢の引き下げによって、何が変わりますか。

A 成年に達すると、一人でも有効な契約を結ぶことができます。したがって、18歳、19歳の方が、親の同意を得ずに、

携帯電話を購入したり、アパートを借りたり、クレジットカードを作成したりすることができるようになります。

また、成年に達すると、父母の親権に服さないこととなりますので、自分の住むところ（居所）や、就職・進学等の進路についても、自分の意思で決めることができます。

このほか、10年間有効のパスポートを取得したり、公認会計士や司法書士等の国家資格を取ったり、性別変更の審判を受けたりすることも可能になります。

Q4 お酒やタバコも18歳から解禁されますか。

A お酒やタバコについては、民法とは別の法律で規制されており、健康被害への懸念等から、20歳の年齢制限が維持されることになっています。

このほか、競馬・競輪といった公営ギャンブルについても、20歳の年齢制限が維持されます。

Q5 成年年齢を引き下げることによる問題や今後の課題は何ですか。

A 現行民法では、18歳や19歳の未成年者が親の同意を得ずに契約を結んだ場合、その契約は取り消すことができず（未成年者取消権）。ところが、成年年齢が引き下げられると、未成年者取消権を行使できなくなるため、安易に借金を重ねたり、悪徳商法に引っ掛かったりするなどの、消費者被害が拡大するのではないかと懸念があります。

そこで政府は、施行を平成34年4月として周知期間を十分に取り、その間に消費者ホットラインの周知や相談窓口の充実などの施策を行い、環境整備に取り組みことにしています。

また、少年法の適用年齢を20歳から18歳に引き下げるかどうかについても、少年の保護育成の観点などから、さまざまな議論がなされています。



青少年育成環境保護研修会

平成30年度地域社会貢献活動

参加者305名

平成30年度地域社会貢献活動事業が6月21日、千葉県立宮崎小学校で開催され、5、6年生305人が参加するという過去にないものとなった。

冒頭、同校川邊教頭校長は、「今日は南税務署や住友化学の方々が来て下さり、税務の話や地球温暖化など環境問題についてお話をしてくださいませ。貴重な知識、というプレゼントがもらえますということ。しっかりと勉強をし、なるほど」と感じてくれたらいいなと思います」と挨拶。

千葉南法人会からは先ず高橋会長が「本日は青少年育成環境保護研修会にご参加いただきありがとうございます。地元企業の社長たちで構成する私ども法人会では地域に密着した様々なボランティア活動を行っております」と話し、古市総務委員からは「地球温暖化の中、日本では温室効果ガスの削減、新エネルギーやエコカーの開発、またクールビズやエコバッグの使用による省資源化など様々な対策に取り組んでいます。また2020年オリンピックに向け日本の取り組みが注目されています。本日は住



研修中の千葉県立宮崎小学校の児童



説明中の住友化学株式会社千葉工場 総務部 白戸宏光課長代理

友化学の方に同社で行われている環境対策への取り組みをお話していただきます」と趣旨説明があった。住友化学株式会社千葉工場総務部白戸宏光課長代理はパンフレットを手にもった説明から世界的に同社が果たす役割の大きさを説明。納いて「プラスチックの探検クイズ」で児童たちの注意を引きつけた。家庭生活や社会の中で数多くの同社の化学製品が使用されている様子をビデオを使って解説。またプラスチックのリサイクルについて、その仕組みの詳しい説明があった。後半は千葉南税務署池田審理担当官による「なぜ税金は必要なのか」の解説とアニメ「マリンとヤマトのふしぎな日曜」が上映された。「税金」について池田さんは児童に「お願いがありません」と切り出し、「もっと税金について関心を持って欲しい」「施設や机、椅子などを大切に使うことは税金を大切に使うこと。税金を無駄遣いしないで」と訴えた。アニメはもし税金がなければという設定で噴出する様々な問題を浮き彫りにする内容。火事の消火、道路の管理、救急車、信号など普段当たり前のように何事もなく行われていることが実は税金無しでは実現できないことを学んだ。最後に法人会から同校へお礼品の贈呈があり、児童から「今日はありがとうございました。プラスチックのリサイクルについて初めて知りました。また税金についてもたくさん勉強させていただきました。これからも関心を持って今日教えていただいたことを忘れずに明るく未来に向かって生きていきたいです」と謝辞があった。

友化学の方に同社で行われている環境対策への取り組みをお話していただきます」と

趣旨説明があった。住友化学株式会社千葉

工場総務部白戸宏光課長代理はパンフレッ

トを手にもった説明から世界的に同社が果たす

役割の大きさを説明。納いて「プラスチックの探検

クイズ」で児童たちの注意を引きつけた。家庭生活

や社会の中で数多くの同社の化学製品が使用されて

いる様子をビデオを使って解説。またプラスチック

のリサイクルについて、その仕組みの詳しい説明があ

った。後半は千葉南税務署池田審理担当官による

「なぜ税金は必要なのか」の解説とアニメ「マリンと

ヤマトのふしぎな日曜」が上映された。「税金」につ

いて池田さんは児童に「お願いがありません」と切り出

し、「もっと税金について関心を持って欲しい」「施設や

机、椅子などを大切に使うことは税金を大切に使うこ

と訴えた。アニメはもし税金がなければという設定

で噴出する様々な問題を浮き彫りにする内容。火事

の消火、道路の管理、救急車、信号など普段当たり

前のように何事もなく行われていることが実は税金

無しでは実現できないことを学んだ。最後に法人会から

同校へお礼品の贈呈があり、児童から「今日はありが

とうございました。プラスチックのリサイクルにつ

いて初めて知りまし

た。また税金について

もたくさん勉強させて

いただきました。これ

からも関心を持って今日

公開講座

「消費税入門講座」開催

6月6日(水) サンプラザ市原 受講者8名

全体の仕組みから個別処理の仕方までを解説

消費税には特殊な事柄・難解な用語が多々あり、消費税を勉強する上で一番苦労される点です。今回の講座は消費税をこれから勉強される方が、全体の仕組みから個別処理までを効率よく理解して頂けるように、「消費税の課税区分・納税義務者・仕入れ税額控除」を中心に「実務」を常に意識し千葉南税務署 五十嵐上席調査官・池田審理担当官に説明頂きました。

パソコン講座

「見やすくわかりやすい！パワーポイントプレゼンテーションの作り方」講座

受講者5名

7月12日、千葉情報経営専門学校にて清水先生を講師にパワーポイントプレゼンテーションの作り方講座を開催し5名が参加しました。今回の講座はパワーポイントを利用したプレゼンテーションの魅力と作り方を中心に講座を開催しました。受講された皆様全員が終始熱心に受講し有意義な研修となりました。次回も会社に役立つ講座を開講したいと思います。



受講風景



講師の千葉情報経営専門学校 清水先生



受講風景



講師の千葉南税務署 池田審理担当官



青年部会だより

第17回青年部会租税教室 市原市立千種小学校で開催

千葉南法人会青年部会による第17回租税教室が6月8日、市原市立千種小学校で開催された。この活動は小学生にヒテオ映像やクイズで楽しく「税金」について考え、その必要性を学んでもらおうというもので年間数回千葉市、市原市の小学校を訪れている。千種小学校は明治6年光明寺を仮校舎に発足した創立145年目の歴史ある学校だ。市原市の「いじめゼロ運動」や「子育て4か条」「市原のこども4つの約束」などの推進事項を遵守、「いつもここにこがんぼる子」を目標に、「やる気いっぱい」「思いやりいっぱい」「元氣いっぱい」と「自ら考え心豊かでたくましい子」の育成を目指している。また英語教育にも積極的に取り組み英語での読み聞かせなども実施されている。



研修中の市原市立千種小学校の児童

大切な税金について、南法人会の方々がお話してくださいませ。しっかりと学んでください」と挨拶、その後高橋会長が「法人会というのは全国に100万の数を数える会社の社長さんたちの集まりです」と児童たちに説明「今日はたくさん勉強してください」と述べた。教室では社会に生きている私たちの税金について「税金はなぜ必要なのか」「おもな税金の種類と仕組み」をテーマに学んだ。まずはボードやパネルを使って授業でも習った地図記号のおさらいをする。小中学校、警察署、裁判所と公共施設が登場、ついで児童たちの公共施設の認識度をチェックした。



説明中の岡本副部会長

フジテレビ、東京ドーム、デイズニールランドなど馴染みのある施設を「公共施設」と思う児童も多く、驚きの声が上がっていた。続くアニメ「マリンとヤマトの不思議な白曜日」では楽しくわかりやすい描写で「税金の大切さ」を学んだ。10分間の休憩に入ると、税務署から持参したケースに入った1億円が披露され、我さきにと集まりたちまち長蛇の列ができた。札束を両腕に抱え好奇心いっぱいの表情を見せ、次から次へと叩いたりさすったり感銘を確かめていた。またゲストのイータ君も大人気でもみくちゃにされる一幕も。



参加者全員で記念撮影

その後はプロジェクトで税金の種類と流れを学んだ。消費税25パーセントという北欧の例が紹介され、「サービスが充実している国民の不満が少ない」ことなど興味深く聞いていた。最後に先生方も参加した「お年玉に税金はかかるか」「ノーベル賞には？」などのクイズで、税金とはどういうものかをしっかり確認することができたようだ。「税金についてアニメで税金の有り難さをわかりやすく学ぶことができました。またクイズはとても面白く、勉強になりました。今日はありがとうございました。これからもきちんと消費税を納めたいと思います」という児童代表の謝辞があった。学校には記念品、参加児童には文房具が贈呈された。

源泉部会

定時協議会

定例研修会の充実を確認

去る6月14日JFEみやぎ倶楽部において第31回源泉部会定時協議会が開催されました。ご来賓には千葉南税務署 千葉副署長はじめ税務署幹部をお迎えし、議事は第1号議案から第2号議案まで全て満場一致で承認可決されました。

協議会后、清宮審理担当上席調査官、砂野上席調査官を講師に、平成30年度法制改正についての定例研修会を併せて開催いたしました。



講師の清宮審理担当上席調査官



出席頂いた源泉部会員

女性部会だより 平成30年度女性部会第2回研修会

平成30年8月2日から3泊3日の第2回研修会を20名参加で開催いたしました。一路待望「長岡花火大会」に向け出発。早朝出発にもかかわらずバスに乗車と同時に賑やかな笑い声に包まれ楽しい旅の始まりとなりました。まず魚沼の里では「八海山雪室」を見学し、外は36度でも雪室内は5度という天然の貯蔵庫で日本酒が熟成される所を案内して頂き、美味しいお酒を試飲させて頂きました。その後雪洞庵をガイド付で見学、静寂な本堂は室町時代永享年間上杉憲実公によって建立され宝永4年の再建を深い積雪にも耐えられるよう造られているという厳かな面持ちで歴史の重さを感じる建物でした。宿では中村部会長がたくさんの飯持クツズを持参し、吉本興業願掛けの中村座一同による唄あり、踊りありのパフォーマンスに拍子抜け者揃いで多いに盛り上がり最後は全員のひげダンスで幕を閉じました。

二日目は朝霧にも負けず一斉に太陽に向かって美しく味き誇る満開のひまわり畑に元氣パワーをもらい、昼食は名物へぎ蕎麦を食しました。早めに宿に着き4時過ぎには夕食をとり、宿の送迎バスで会場近くまで送ってもらい見晴らしの良い機敷常へは宿の係員が案内してくれました。

この交流会は昨年、本田前部長自己紹介の折、「故郷長岡花火大会は1945年8月1日の大空襲で亡くなられた方々への慰霊と復興を願って開催される、長岡復興祭です。大空襲では市街地の8割が焼け、14000名の尊い命が失われたこの悲しみを忘れず慰霊と復興、平和への祈りを込めて毎年8月2日と3日に今日まで打ち上げが続けられていて、見事なる3尺玉という大きな花火が夜空いっぱいにあがるのです」というお話をお伺いし、来年は是非、女性部会を見に行こうという事で実現しました。夜空に見事な色彩と迫力の音が広がると共に一斉に陣音があがり、何層も良く響き渡る日本三天花火大会のひとつを鑑賞する事が出来ました。

三日目は万葉集にも歌われるほど古い歴史ある弥彦神社を参拝後寺泊魚のアメ横で昼食、燕三条地場産業復興センターを見学し予定通り無事帰途に着きました。



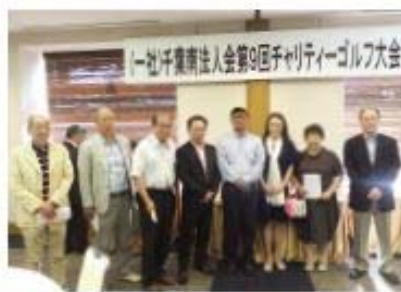
「長岡花火大会」風景



津南のひまわり畑にて



雪洞庵にて



各部の優勝者と大会運営に協力頂いた役員

《成績順位（敬称略）》

【総合優勝】

嵯峨装 山岡 徹

【レディース優勝】

ヤマトジハン園 大島 淑恵

【総合ベストスコア】

京葉産業炭 山下 敦

【レディースベストスコア】

ヤマトジハン園 本郷 京子

交流会企画

第9回チャリティーゴルフ大会

東急セブンハンドレッドクラブにて開催 参加者81名

6月19日第9回チャリティーゴルフ大会が81名の参加により東急セブンハンドレッドクラブにおいて開催されました。日頃交流できない会員同士が、ゴルフを通じて交流し一日有意義な時間を過ごすことができました。

また参加者にお願ひしたチャリティーには総額81,000円が集まり、千葉市・市原市両市の小学校に青少年育成を目的とした図書を送らせて頂きます。



主催委員会を代表して小川研修委員長挨拶



高橋会長挨拶



参加頂いた会員の方々



参加頂いた会員の方々

第9回チャリティーゴルフ大会協賛者

- ① 啓明工業株
- ② 千種興産株
- ③ 株双葉工業
- ④ 源総業株
- ⑤ 株ミヤハラ
- ⑥ 株こにし
- ⑦ みかど協和株
- ⑧ 東日本エンジニアリング株
- ⑨ 市津工業所

- ⑩ 株菅原工務店
- ⑪ 株松樹工業
- ⑫ 株コヤマ
- ⑬ 株川建設株
- ⑭ 株日本ビジネス
- ⑮ 株八幡屋商店
- ⑯ 株東葉製作所
- ⑰ 株中西石材店
- ⑱ 株量和企业

- ⑳ 株まつした
- ㉑ 株上野工業所
- ㉒ ヤマトジハン株
- ㉓ 株丸美商店
- ㉔ 丸池企業株
- ㉕ 株朝山工業
- ㉖ 株丸藤商店
- ㉗ 株藤仙
- ㉘ 株東洋トラベルサービス

- ㉙ 五月興産株
- ㉚ 株久野屋本店
- ㉛ 株丸三印刷所
- ㉜ 株浅井繁一税理士事務所
- ㉝ 株長太
- ㉞ 株マルハチ
- ㉟ 株浜野養鶏サービス
- ㊱ 株開井戸タクシー
- ㊲ 株近畿日本ツーリスト

- ㊳ 株豊和工業株
- ㊴ 株大同生命保険株
- ㊵ 株AIG損害保険株
- ㊶ 株アフラック生命保険株
- ㊷ 株東急セブンハンドレッド

会社訪問


○ 新たな発想力でリフォーム・リノベーション

弊社 株式会社フジモトは2011年創業から建設業を営む新しい会社です。新築工事やリフォーム・リノベーションを主に手掛けさせて頂く他、工場やビル・マンション・店舗まで、幅広い分野で対応させて頂くことでさまざまなお客様よりご用命頂いております。

最近の建築様式におきましては、デザインのみならず省エネに結びつける設備レイアウトが重要視されております。

特に遮熱・断熱・新エネルギー等を取り入れた「新たな発想力」をもってご提案させていただくことが弊社の原動力となっております。3D変換CADや3Dデザイン、カラーシミュレーションによるご提案も用意しております。

リフォームやリノベーションの場合は既存からの変更を行うことで現代技術を高いレベルで導入できるチャンスです。耐震補強もその一部であり、同時に行うことで安全・安心を確実に手に入れて頂くことが可能です。生活に密接な居住空間における環境改善を行うことによって、ストレスの低減や安堵感が高まり素敵なライフスタイルを手に入れて頂くことこそがリフォームやリノベーションの最大の魅力だと考えます。

 株式会社フジモト



代表取締役
藤本 勝

《五井事務所》

〒290-0038 千葉県市原市五井西7-12-7

TEL 0436-37-2213 FAX 0436-37-2214

《本 社》

〒299-0109 千葉県市原市千福7-2-14

TEL 0436-63-6262 FAX 0436-63-6263



緊急時の準備も万全で、自社のサービス車両や専用工具類を完備しております。例えば空調機・給排水設備機器・電気設備機器の突然の故障にも業務用・ご家庭用問わず迅速に対応いたします。

お客様の喜ぶ笑顔を目指し、「新たな発想力」を弊社一同日々磨き上げております。「プロの目利きを持って」、又「おせっかいな心を持って」ご対応させて頂くことで、素敵なお付き合いをさせて頂ければ幸いです。

<http://fujimoto-ichihara.co.jp/>

印刷一般

書籍本から名刺まで

印刷物は何でもご相談下さい

有限会社 丸三印刷所

〒260-0805 千葉市中央区宮崎町774-7

TEL 043-263-6952 FAX 043-266-4400

テーマ 『パーキンソン病』

今回の健康シリーズは、パー

キンソン病について紹介します。

この病気の原因は、脳の中の「ドーパミン」と呼ばれる物質が

減少することにより、うまく運

動ができなくなります。このド

パミンの量が減る原因は、まだ

十分には解っていませんが、年

齢に伴った脳の何らかの変化や

一部は遺伝子に関連した変化が

原因として推定されています。

パーキンソン病では、不足した

ドーパミンをお薬で補充すること

により、症状を軽減することができ

ます。

この病気の特徴的な症状は、

1・手足が震える（振戦）

2・筋肉がこわばる（筋固縮）

3・動きが鈍くなる（無動、寡動）

4・身体のバランスがとりにく

くなる（姿勢反射障害）です。

これ以外の症状もあらわれるこ

とがあり、身体機能の異常（歩

行障害、無表情、嚥下障害、字

の変化等）や自律神経の異常（便

秘、排尿障害、うつ状態、認知症、

嗅覚の低下、睡眠障害等）も起

こります。パーキンソン病は決

して珍しい病気ではなく、現在、

患者数は約15万人で、一般的に

50歳代ごろから症状がみられ、

年齢とともに患者数が増加しま

すが、40歳未満で発症すること

もあり、「若年性パーキンソン

病」と呼ばれます。現状では

確実な予防法は存在しませんが、

病状の悪化や、パーキンソン病

と関係がある脳内物質の減少を

防ぐことにつながると考えられ

ています。そこで、手の震えや

姿勢反射など、思うように体を

動かせないという運動症状が現

れるため、患者本人が外に出る

のを嫌がるようになりがちです

が、病状を悪化させないために

は、適度に運動をすることが大

切です。そうすることで、筋力

の低下を防げるだけでなく、

ドーパミンの増加にもつながり

ます。また、日常生活の中で意

図的にドーパミンを増やすこと

は、パーキンソン病患者の生活

の質を向上させることにもつな

がります。では、どうすれば、

ドーパミンが増えるのか？それ

は、好きなことや得意なことを

することで分泌が増えるといわ

れます。また、何かを達成した

ときの報酬により、ドーパミン

の分泌が活性化されるといわ

れているので、達成できそうな

目標を立てて、達成するたびに

ご褒美を得られるような設定に

するとよいのではないでしょう

か？好きなことを楽しみながら

たくさん笑うこともおすすめ

すータンパク質の一種であるチ

ロシンは、ドーパミンをはじめ

とする神経伝達物質の原料とさ

れる栄養素です。乳製品やアー

モンド、大豆、かつお節などに

豊富に含まれていて、ストレス

緩和やうつの改善効果が期待で

きるとされています。もし、パー

キンソン病と診断されて、治療

を行う場合、個人差で病状が異

なる場合が多いので、お薬の服

薬も、こまやかな内服調整が必

要です。今のところ、パーキン

ソン病の進行を完全に食い止め

たり、完治させたりできる治療

法はなく、対症療法が中心です。

パーキンソン病そのものはすぐ

に命にかかわる病気ではありませんが、医師に適切な処置を施

してもらいながら、患者本人も

家族も楽しく生活できるように

工夫をすることが大切です。



古民家を利用して地域の活性化!

茂原市大登(おおのぼり)という場所があります。真名ゴルフクラブの南に位置する小さな集落です。

そこに、古民家カフェが昨年オープンしてにぎわっています。古民家は、土間がきれいに修復され、漆喰も白く塗りなおされています。改装費だけでも??円かかっているのは、専門家が見たら一目瞭然。トイレも綺麗に手直しされていて、こんなに素敵なトイレは中々ありません。

オーナーの40代の女性は都会の人で、自然が豊富な田舎で、健康に良い食材を使ったオーガニックレストランを開くのが夢でした。このレストランでは、ヨガや自然食材の講習会なども開かれていくそうです。ヴィーガン料理といって肉や魚を使わない料理を提供しています。肉の代用品はグルテンミートと言って大豆の加工品を使っています。カツカレーのお肉も大豆からできています。グルテンミートの販売もしていました。日替わりのデザートもヘルシーです。

インターネットで古民家を仲介するサイトからこの物件を知り、購入したそうですが、驚いたのは、その販売価格です。聞けば、茂原市あたりの土地付き古民家は人気エリアらしくて、価格が値上がり傾向という事でした。

千葉県中部の地域は、過疎化の波にさらわれて、バス路線の縮小や小中学校の統廃合が進んでいます。その一方で田舎暮らしをしたい、自然の中で余生を過ごしたい地として

畑付きの古民家などが、都会の人々の脚光を浴びているのです。地域の活性化も、視点を変えると新しい世界が見えてくるのですね。

田舎の間はお金を持っていません。でも、都会の人はお金を持っています(独断です)。視野を広く持ちたいものですね。

あなたなら、いくらでこの物件を買いますか。現地でランチを食べながら考えてみましょう。



カフェの店内



Sweet&Peace (スイート&ピース)
 〒297-0072 千葉県茂原市大登74
TEL 0475-22-7914
 ランチ営業: 木・金・土・日 11:30 ~ 16:00
 夜の部: 金・土 ※団体限定 完全ご予約制
 (詳細はお問い合わせください)

事業鑑定士 天満由美子の健康運

(平成30年10月~12月)

『悪いものを溜めこまない計画を』

♈ おひつじ座 (3/21~4/20)

案外体力を奪われている、と心の片隅に留めておきましょう。しんどくなったらすぐに対策が出来るよう、過信は禁物、準備で安心です。

♉ おうし座 (4/21~5/21)

だまされやすい時期です。お酒で気分が良くなる、ダラダラして疲れが取れた気がする。根本的には良くなっていないことをお忘れなく。

♊ ふたご座 (5/22~6/21)

寝不足に注意してください。じわじわと体調、健康に悪影響です。蓄積された疲れがうっかりを引き起こし、怪我のもとになってしまうかも。

♋ かに座 (6/22~7/23)

コツコツ続けてきたことが、壁にぶつかるかもしれませんが、信じて諦めずに続ける方が吉と出ます。焦らず自分のペースで行きましょう。

♌ しし座 (7/24~8/23)

余計なひと言が全てを台無しにするように、健康についても「余計」なことはしない方が良いのです。過剰なことは何か考えてみましょう。

♍ おとめ座 (8/24~9/23)

体力に問題なく、心も軽い時期ですが、何事もやりすぎは禁物。筋トレ、ジョギングなど、必要量以上になると逆効果になりかねません。

♎ てんびん座 (9/24~10/23)

無理をしていたことの疲れがまとめて出てきそうです。忙しさに追われていた人はここでゆっくり休憩が必要。気兼ねせずに休みましょう。

♏ さそり座 (10/24~11/22)

姿勢の崩れに注意です。片方ばかりで噛む癖や、足を組む人は毎日意識して解消しましょう。少しずつ溜まってきたことの影響が出てきます。

♐ いて座 (11/23~12/22)

一部だけではなく全体を考えるとよいでしょう。膝が痛かったら、骨盤、腰、体重など。繋がりを意識してみることが大事になりそう。

♑ やぎ座 (12/23~1/20)

ストレス解消は贅沢なことではありません。健康を保つために必要なものです。自分自身に必要なことは、他人を気にせずに行いましょう。

♒ みずがめ座 (1/21~2/19)

心地よさを保って下さい。過度の運動や食事制限など、苦しいと思ったら不正解。他の方法を考えたり、程々のところでセーブしましょう。

♓ うお座 (2/20~3/20)

気が進まないのは、身体からのサインです。断ることも必要です。断るのが悪いことではありません。ゆっくりした気持ちでいきましょう。

10月

■ 第3回税務・会計セミナー

日時：10月3日(休)、10月10日(休)、10月17日(休)、
10月31日(休)、11月7日(休)、11月14日(休)
午後2時～午後4時50分

会場：サンプラザ市原

内容：法人税申告書の書き方

講師：千葉県税理士会千葉南支部税理士

■ 決算期別法人説明会

日時：10月17日(休) 午後1時30分～午後4時

会場：千葉南税務署

内容：決算や申告にあたっての留意事項

講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他

千葉県税理士会千葉南支部税理士

11月

■ 新設法人説明会

日時：11月20日(休) 午後1時30分～午後4時

会場：千葉南税務署

内容：会社の誕生と税金について

講師：千葉南税務署法人課税第一部門審理担当官他

千葉県税理士会千葉南支部税理士

12月

■ 決算期別法人説明会

日時：12月5日(休) 午後1時30分～午後4時

会場：千葉南税務署

内容：決算や申告にあたっての留意事項

講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他

千葉県税理士会千葉南支部税理士

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです。
～よろしくお願ひ致します～

協和商事(株)

市原市大成 1047-1 【貿易業（医薬物等の輸出）：市津支部】
TEL 0436-98-5694

吉田 隆英

市原市姉崎 1130-1 【建設業：姉崎北支部】
TEL 0436-62-6589

山下 津代

千葉市中央区暮日 2-23-11-203 【エステサロン：南支部】
TEL 043-243-3131

トリストター

市原市五井 2504-2-206 【ハウスクリーニング：五井中央第一支部】
TEL 0436-23-6556

エステック(株)

市原市能満 2089-26 【建設業：市原支部】
TEL 0436-37-2080

(有)ミヤ興産

市原市惣社 4-4-1 【不動産賃貸業：五井中央第二支部】
TEL 090-4663-5494

(株)かのう屋

木更津市桜井新町 5-3-5 【保険代理業：南支部】
TEL 0438-38-4101

(有)伊唐

市原市君塚 4-10-9 カサグランデ君塚 203
【建設業（プラント建設保守点検）：五井東第三支部】
TEL 0436-23-0845

(株)五行園

市原市八幡 1451 【造園業：八幡北支部】
TEL 0436-37-1413

ケイトレード(株)

千葉市中央区蘇我 3-35-1 【食料・飲料卸売業：蘇我支部】
TEL 043-290-9997

和興産業(株)

千葉市緑区おゆみ野 3-25-3
【土木建築サービス業・土地売買業：生実支部】

(株)vivion

千葉市緑区あすみが丘 9-5-3 【時計販売・修理：土気支部】
TEL 043-312-6595

(株)CORMITS

千葉市緑区辺田町 430 【不動産管理業：誉田支部】
TEL 043-291-3632

(有)内田美装

市原市ちはら台東 8-19-10 【解体業：市津支部】
TEL 0436-50-2010

(株)プレイスクリエーション

千葉市緑区誉田町 2-21-492 【電気工事・土木工事：誉田支部】
TEL 090-6340-6868

(株)千葉グリーン

市原市辰日台東 4-11-33
【貸鉢・造園・エクステリア、ギフト・市津支部】
TEL 0436-26-5920

10月	2日(火)	第2回青年部会税務研修会 第3回青年部会会員交流会
	3日(水)	第3回税務・会計セミナー①
	4日(木)	第2回女性部会税務研修会 女性部会署長との懇談会 女性部会会員交流会
	5日(金)	第14回千葉南優申会親睦ゴルフ大会
	10日(水)	第3回税務・会計セミナー②
	11日(木)	第35回全法連全国大会鳥取大会
	11日(木)~13日(土)	正副会長・6委員会合同研修会
	16日(火)	第3支部連合会員交流会
	17日(水)	第3回税務・会計セミナー③
	18日(木)	第1・2支部連合合同会員交流会 平成30年度県法連青年連協親睦ゴルフコンペ
	19日(金)	女性部会税に関する絵はがきコンクール応募作品審査
	20日(土)	税務・経営無料相談
	23日(火)	第6支部連合税務研修会
	24日(水)	第4支部連合会員交流会
25日(木)	第2回県法連理事会 第5支部連合税務研修会 県法連東京国税局との連絡協議会	
26日(金)	第3支部連合税務研修会	
29日(月)	源泉部会定例研修会	
31日(水)	第3回税務・会計セミナー④ 第3回県法連事務局長会議	

11月	5日(月)	第18回青年部会租税教室
	6日(火)	第4支部連合税務研修会
	7日(水)	第3回税務・会計セミナー⑤ 第1・2支部連合合同税務研修会

8日(木)	千葉地区年末調整説明会
8日(木)~10日(土)	第32回全法連全国青年の集い岐阜大会
11日(日)	女性部会税を考える週間PR活動
12日(月)	市原支部会員交流会
13日(火)	市原地区年末調整説明会
14日(水)	第3回税務・会計セミナー⑥ 第2回県法連組織委員会
15日(木)	平成30年度納税表彰式
18日(日)~19日(月)	県法連女性連協視察研修会
20日(火)	新設法人説明会
21日(水)	女性部会税に関する絵はがきコンクール表彰式
27日(火)	蘇我支部会員交流会
28日(水)	第2回総務委員会
29日(木)	第4回広報委員会

12月	1日(土)	松ヶ丘支部会員交流会
	4日(火)	第2回生活習慣病健診① 第3回理事会
	5日(水)	第2回生活習慣病健診② 決算期別法人説明会
	6日(木)	第2回生活習慣病健診③ 第4回青年部会会員交流会
	11日(火)	第3回厚生委員会
	13日(木)	第2回研修委員会
	15日(土)	税務・経営無料相談
	18日(火)	第2回生活支部役員会
	20日(木)	第4回県法連事務局長会議
	21日(金)	平成30年度県法連役員懇談会

お客様との信頼関係を第一に考え
地域に密着したサポートを



有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴
税理士 白田 信夫

〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436(41)2689(代表) FAX 0436(41)2430

新春記念講演会・新春賀詞交歓会のご案内

講師

いけがや ゆうじ

東京大学薬学部教授

池谷裕二氏



日時 平成31年1月23日(水) 午後3時30分～

第1部 新春記念講演会

演題「脳とAIの未来」

第2部 新春賀詞交歓会

会場 ホテルポートプラザちば (JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」下車2分)

定員 第1部 新春記念講演会 定員 200名 参加費 会員・非会員 無料

第2部 新春賀詞交歓会 定員 150名 参加費 会員 6,000円 非会員 8,000円

締め切り 平成30年12月21日(金)

問い合わせ 一般社団法人 千葉南法人会 〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

TEL 043-264-4080

法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、平成30年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

編集後記

今年の夏は連日、猛暑日や異常気象が続きました。関東では梅雨がかなり短かったり、西日本では梅雨前線の影響で大雨になったり、又台風の数も多く、今までにない進路を通ることによって各地で甚大な被害が出たりと、まさに異常だと言えるところです。

7月初日より真夏日地点が500超えのスタートとなり東京都心では8月連続の真夏日を記録しました。又、一番の暑さ(日本の最高気温)は、7月23日に埼玉県熊谷市の41.1度で第2位は8月8日に岐阜県美濃市の41度と観測されました。主に気温が37度を超える状態を指す言葉として「スーパー猛暑日」というのがメディアを中心に使われました。

この暑さにより体調にも大きな負担がかかり、特に夏バテや熱中症に対するいろいろな対策が紹介されていたことにより、皆様もいろいろと試されたのではないのでしょうか。これから一年でもっとも充実した季節を元気に迎えるために、夏バテの後遺症をひきずらないようにしっかりと体調管理をしましょう。

一般社団法人 千葉南法人会会報

第123号 平成30年9月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

ケーブルビル201号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 高橋 紀 男

編集 広報委員会

編集責任者 秋庭 重 樹

印刷・会員 備丸三印刷所

お客様にありがとうございます。
言ってもらえる仕事をしています。

千種興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3

TEL 0436-21-1141

FAX 0436-24-0115

麻薙興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3

TEL 0436-24-0111

FAX 0436-23-1130

- ビルメンテナンス業
- 警備保安業
- 一般廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業
- 一般貸切旅客自動車運送業(貸切バス)
- 自家用自動車貸渡業(レンタカー)
- 産業給食請負業
- 構内各種請負業

代表取締役 麻 薙 重 彦



HottoMotto 蘇我1丁目店

ほっともっと

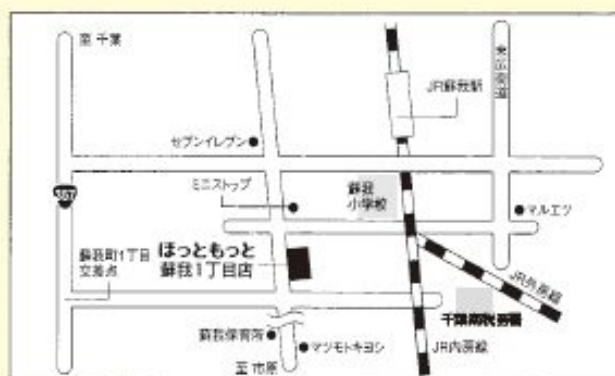
TEL 049-305-0922

FAX 043-305-0923

千葉県千葉市中央区蘇我 1-20-1

営業時間 AM8:00~PM11:00

電話・FAX でのご予約・ご注文を
お受けいたします



「ほっともっと」ホームページ www.hottomotto.com

小袋・アレルギー情報については、
ホームページをご覧ください。



生涯スポーツの理解と愛好者に

ターゲット・バードゴルフ場

高田コース

- 18ホール、パー72の常設コース
- 千葉東金有料道路高田ICから約2分
- スポーツのできる服装と運動靴で、お気軽に緑の広場にご来場ください。
- 初心者の方には、みどりTBG（ターゲット・バードゴルフ）協会の協議資格者が指導します。

啓明工業株式会社

〒266-0003 千葉市緑区高田町 1642
 TEL 043-291-1919
 FAX 043-291-1009

啓明ふれあい広場

〒266-0003 千葉市緑区高田町 1699-2
 TEL 043-300-3741
 PCmail:tbg-midori@gmail.com

(一社)千葉南法人会恒例の
 1日人間ドック形式による

生活習慣病健診

ぜひこの機会に経営者の皆様始め、従業員、ご家族の健康をお確かめください。
 全コースに眼圧検査（緑内障）、総合コースにC型肝炎検査（A・Sコースはオプション検査となります。別料金）を組み入れました。

平成30年度健診日程

健診日	曜日	会場
12 / 4	火	五井グランドホテル 市原市五井 5584
12 / 5	水	
12 / 6	木	
1 / 17	木	

※オプション検査「女性健診」（乳房、膀胱、子宮）
 ※オプション検査「前立腺腫瘍マーカー検査」・「C型肝炎ウイルス検査」
 ※健診料金は会員特別料金です。（消費税込）

★申し込み方法

10月初旬に郵送で会員の皆様にご案内致します。（法人会HPからも申込できます。）

Aコース（基本コース）全46項目21,384円（一般27,475円）

視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・膵機能検査・糖尿病検査・高脂血症・高尿酸血症・血液検査・便潜血大腸ガン検査・眼底検査・眼圧検査・診察等

Sコース（若年者コース）全43項目16,696円（一般21,384円）

Aコースの消化器系（胃部X線・大腸ガン）はいたしません。希望される方は、A又は総合コースでお申してください。

総合コース（ドック健診）全56項目37,044円（一般52,552円）

Aコースに腫瘍マーカー（CEA・AFP・CA19-9）検査+超音波腹部5臓器（胆・肝・膵・腎・脾）検査の他B型肝炎検査+C型肝炎検査が追加されます。

●総合コースに限り、喀痰（肺ガン）検査（3,456円）を専用容器代のみで実施 390円

一般財団法人 全日本労働福祉協会

〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18

電話（03）5767-1714